

令和 6 年度予算概算要求・税制改正・ 機構定員要求概要（内閣府防災担当）

**令和 5 年 8 月
内閣府政策統括官（防災担当）**

目 次

I.	概算要求等における内閣府防災の重点事項	01
II.	令和6年度内閣府防災部門概算要求	
	内閣府防災部門概算要求のポイント	03
	内閣府防災部門概算要求総括表	05
	地震対策の推進	06
	火山災害対策の推進	07
	土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	08
	防災計画の充実のための取組推進	09
	社会全体としての事業継続体制の構築推進	10
	防災を担う人材の育成、訓練の充実	11
	実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	13
	官民連携による被災者支援体制整備	14
	災害対応におけるデジタル化の推進	15
	[防災情報の収集・伝達機能の強化、災害対応業務標準化の推進、 防災分野における個人情報取扱いに関する指針の周知等、 災害時応援協定システムの保守・運用、防災×テクノロジー 官民連携プラットフォーム]	
	南海トラフ地震等における応急対策活動の具体計画策定に係る 調査検討	20
	中央防災無線網の管理	21
	立川・有明・東扇島施設、現地対策本部に係る施設改修等	22
	立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等	23
	被災者支援の推進	24
	[個別避難計画・災害ケースマネジメントの取組の推進、災害救助法に 基づく救助費用の求償手続きの効率化に関する調査、被災者支援・ 復興対策の推進 等]	
	復興対策の推進	28
	[被災者生活再建支援法関連調査、復興施策の調査、激甚災害の 指定見込みを速やかに行うためのIT技術等活用方法の調査検討]	
	特定地震防災対策施設の運営	30
	国際関係経費	31
	災害救助費等負担金	32
	災害弔慰金等負担金	33
	災害援護貸付金	34
	被災者生活再建支援金補助金	35
III.	令和6年度内閣府防災部門税制改正概要	
	令和6年度税制改正概要	37
IV.	令和6年度内閣府防災部門機構・定員要求概要	
	令和6年度機構・定員要求概要	42

令和6年度概算要求等における内閣府防災の重点事項

(予算要求、機構・定員要求)

＜防災対策の推進＞

近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、これまで得られた教訓を踏まえ、以下の事項に重点的に取り組む。

I 地震・火山・風水害等への対応の強化

＜予算要求＞

- ・首都直下地震対策の見直しに向けた検討
【184百万円(85百万円)】
- ・改正活火山法を踏まえた火山防災対策の強化と普及啓発
【81百万円(34百万円)】

II 防災デジタルプラットフォームの構築など防災DXの推進

＜予算要求＞

- ・防災デジタルプラットフォームの構築（次期総合防災情報システムの運用・整備等を含む）
【1,689百万円(260百万円)】

III 被災者支援の充実・強化

＜予算要求＞

- ・災害中間支援組織の育成等を通じた官民連携体制の整備・強化
【102百万円(86百万円)】
- ・個別避難計画・災害ケースマネジメントの取組の推進
【46百万円(38百万円)】

IV 防災を担う人材の育成など防災体制の充実・強化

＜予算要求＞

- ・防災スペシャリストの養成など防災人材育成に向けた有明の丘研修等の充実
【119百万円(68百万円)】

＜機構・定員要求＞

- ・防災DXの推進等のための体制の抜本強化等の観点から、人員・組織を拡充

V 国際防災協力の推進

＜予算要求＞

- ・「仙台防災枠組」後半期の推進加速化と戦略的な海外展開の支援
【273百万円(236百万円)】

令和 6 年度内閣府防災部門 概算要求

内閣府防災部門概算要求のポイント

令和6年度概算要求額 8,742百万円
(前年度予算額 6,731百万円)

地震・火山・風水害等への対応の強化：320百万円(171百万円)

- 首都直下地震について、被害想定の推計のほか、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)等に基づく取組の検証や新たな課題に関する調査等を行い、今後取り組むべき防災・減災対策を検討する。
- 首都直下地震をはじめとする大規模地震に係る基本計画について、フォローアップを強化し、基本計画に基づく取組の着実な推進を図る。
- 活動火山対策特別措置法の一部改正を踏まえ、火山防災に関する自治体支援等に加え、国民の防災意識向上に係る普及啓発など、火山防災に関する取組を一層強化する。
- 首都圏等における大規模水害時の広域避難対策の更なる具体化に向けた検討等を実施する。

防災デジタルプラットフォームの構築など防災DXの推進：1,689百万円(260百万円)

- 防災分野のデータ連携のためのプラットフォームの整備のため、データ利活用等に必要なデータ連携ルール等について調査検討を行う。
- 継続的なシステムの安定運用を図るため、次期総合防災情報システム及び物資調達・輸送調整等支援システム等の保守・運用等を実施する。物資調達・輸送調整等支援システムは、次期システムの設計開発を実施する。

被災者支援の充実・強化：148百万円(125百万円)

- 「災害中間支援組織」の設置・機能強化に取り組む都道府県を対象に、同組織の設置等を支援するためのモデル事業(15県程度)を実施し、全国各地の災害中間支援機能の整備・強化等を加速させるとともに、避難生活支援を担う地域の意欲ある人材の育成のための研修等の仕組みの構築等を行う。
- 高齢者等の要支援者の避難の実効性確保のため、個別避難計画の作成を早期に進める必要があることから、都道府県を対象とした加速化支援事業などを実施し、都道府県による市町村に対する支援など総合的・重層的な支援の実現を図る。
- 被災者の自立・生活再建を早期に実現するため、災害ケースマネジメントについて行政職員や福祉関係者、士業関係者、NPO等の民間の支援者等、幅広い関係者を対象とした説明会を開催する等、一層の普及・定着を図る。
- 個別避難計画や災害ケースマネジメントといった一人一人に寄り添った要配慮者・被災者支援に取り組むため、官民連携のプラットフォームを構築するほか、これらの取組を実施するための体制構築や訓練等に先進的に取り組む自治体を支援し、横展開することで、全国での取組の加速化を図る。

防災を担う人材の育成など防災体制の充実・強化：119百万円(68百万円)

- 有明の丘研修の職位に応じた効率的な研修への再編や、受講機会の拡大等により、防災スペシャリストや地域防災マネージャーの更なる育成を図る。

国際防災協力の推進：273百万円(236百万円)

「仙台防災枠組2015-2030」後半期の推進を加速させるための国連防災機関との協力やG20やアジア太平洋地域等における多国間防災協力などを推進するとともに、防災分野における我が国企業の海外展開を促進する。

災害予防；518百万円(504百万円)

- 南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び中部圏・近畿圏直下地震における防災・減災対策の検討・推進を行う。
- 火山防災対策に関する連携強化及び推進体制、広域噴火災害対策等を検討・推進する。
- 事前防災・減災推進のため、国民の防災意識の向上や防災知識の普及、国や地方公共団体等の災害対応能力の向上に資する訓練や人材育成の充実等を図る。

災害応急対応；1,381百万円(1,123百万円)

- 防災分野における個人情報取扱指針の自治体への周知徹底及び見直しに向けた課題事例の調査等を実施し、自治体職員の理解向上を図る。
- 官民連携により災害対応における先進技術の導入等を推進するほか、大規模災害時に被災情報や避難所の情報などを集約・地図化し、地方公共団体等の災害対応を支援する現地派遣チーム（ISUT）の機能強化を行うことやISUT活用研修の実施等、災害対応業務の標準化を推進する。
- 南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画（具体計画）を改定し、その実効性の確保・向上を図るとともに、大規模地震発生時の帰宅困難者対策の検討・推進を行う。
- 中央防災無線網を構成する各種設備等の整備・更新や監視、点検、補修を行うとともに、災害対策本部予備施設等の維持管理及び改修等を行う。

災害復旧・復興；4,116百万円(4,068百万円)

- 避難所における良好な生活環境の確保等に向けた取組の検討や、災害の被害認定基準等の適正な運用等の調査、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助費用の求償手続きの効率化のためのアプリケーションの設計・構築等を行う。
- 災害救助法及び被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）等に基づく各種補助等を行う。

令和6年度 内閣府防災部門 概算要求 総括表

(単位:百万円)

区 分 (主要事項名)	5年度 予算額	6年度 概算要求	対前年度 増△減額
○ 災害予防	830	1,059	228
地震対策の推進	174	268	94
火山災害対策の推進	158	161	3
土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進	52	56	3
防災計画の充実のための取組推進	8	19	11
社会全体としての事業継続体制の構築推進	37	45	7
防災を担う人材の育成、訓練の充実	191	260	69
実践的な防災行動定着に向けた国民運動の推進	106	132	26
官民連携による被災者支援体制整備等	103	118	15
○ 災害応急対応	1,384	3,070	1,686
災害対応におけるデジタル化の推進等	346	1,751	1,404
南海トラフ地震等に関する応急対策活動の具体計画の実効性検証等	20	23	3
中央防災無線網の整備・維持管理等	935	1,150	215
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理、現地対策本部に係る施設改修等	82	146	64
○ 災害復旧・復興	377	432	55
被災者支援の推進	86	145	59
復興対策の推進	40	36	△ 4
特定地震防災対策施設運営費補助金	251	251	0
○ その他	410	452	41
国際関係経費	236	273	37
一般事務処理経費等	174	179	5
合 計	3,001	5,012	2,011

※デジタル庁に一括計上される総合防災情報システム整備費等(17.3億円)が含まれる。

■ 災害救助等に係る負担金・補助金

	5年度 予算額	6年度 概算要求	対前年度 増△減額
災害救助費等負担金	2,840	2,840	0
災害弔慰金等負担金	140	140	0
災害援護貸付金	150	150	0
被災者生活再建支援金補助金	600	600	0
合 計	3,730	3,730	0

※復興庁一括計上(東日本大震災分)として、災害救助費等負担金等(4.6億円)及び被災者生活再建支援金補助金(11.9億円)を別途、要求している。

予算額 合 計	6,731	8,742	2,011
----------------	--------------	--------------	--------------

(注)四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

地震対策の推進

6年度概算要求額 268百万円（174百万円）

<うち重要政策推進枠48百万円>

事業概要・目的

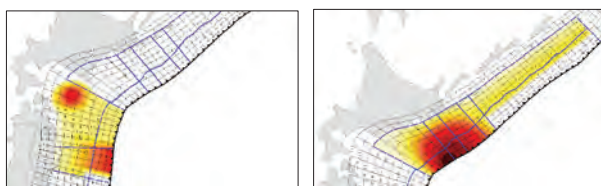
東日本大震災の教訓等を踏まえ、甚大かつ広域な被害を及ぼすおそれがある大規模地震について、総合的な防災対策を検討するための基礎調査として、規模と頻度を勘案して喫緊に対策を講ずべき最大クラスの地震動・津波の推定及びその被害想定、さらには対策の検討等を行う。令和6年度の事業概要は、以下のとおり。

- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策について、長周期地震動の推計のための調査・検討を進める。
- 南海トラフ巨大地震対策について、国民の地震防災対策や津波早期避難の意識にかかる調査を継続的に実施し、防災意識の向上・維持に必要な対策の検討を進める。
- 首都直下地震対策について、国の基本計画見直しに向けた被害想定を推計を実施し、今後取り組むべき防災・減災対策を検討する。
- 中部圏・近畿圏直下地震の防災対策の検討に向け、最新の知見を踏まえた地震動の推計を行うとともに、想定される被害の推計や防災・減災対策の検討を行う。

事業イメージ・具体例

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

令和3年度にとりまとめられた「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、当該地域で発生する巨大地震による長周期地震動の推計について調査・検討を進める。



日本海溝・千島海溝沿いの最大クラスの津波断層モデル
(断層のすべり量分布 左：三陸・日高沖モデル、右：十勝・根室沖モデル)

南海トラフ巨大地震

令和5年度に取りまとめる予定の「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、国民の地震防災対策や津波早期避難の意識にかかる調査を継続的に実施し、防災意識の向上・維持に必要な対策の検討を進める。

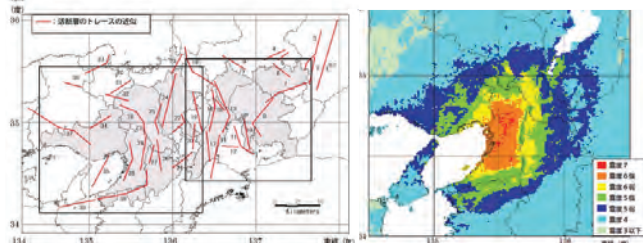
首都直下地震

被害想定を推計のほか、基本計画等に基づく取組の検証や新たな課題に関する調査等を行い、今後取り組むべき防災・減災対策を検討する。

また、基本計画の対策の柱の一つである電気火災の防止について、施策指標である感震ブレイカーの普及に関する実態把握調査を実施する。

中部圏・近畿圏直下地震

有識者の意見を聴取しながら、最新の知見に基づく震度分布等の推計を行い、それに基づく被害量の推計や今後取り組むべき防災・減災対策について検討を行う。



中部圏・近畿圏の主な活断層

震度分布の推計（イメージ）

期待される効果

- 甚大かつ広域な被害を及ぼすおそれがある日本海溝・千島海溝及び南海トラフ沿いの巨大地震や首都直下地震、中部圏・近畿圏直下地震に対して、震度分布の推計や被害の想定、防災対策の検討を実施することで、これらの大規模地震に備えた防災対策を推進し、被害の軽減を図る。

火山災害対策の推進

6年度概算要求額 161百万円（158百万円）

＜うち重要政策推進枠56百万円＞

事業概要・目的

「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について（報告）」（平成27年3月）及び、平成27年7月と令和5年6月の活動火山対策特別措置法の改正を踏まえ、火山防災体制を強化するため、各種施策を推進する。

令和6年度の事業概要は、以下のとおり。

- 火山専門家を活用する仕組みの構築、火山専門家の育成、火山防災対策に関する推進体制の整備等について検討する。
- 火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引等を用いた研修の開催等の地方自治体等への技術的支援等を行う。
- 大規模噴火に伴う広域降灰にかかる関係自治体及び関係指定公共機関等による応急対応を具体化するための調査検討を行う。
- 各火山地域の火山防災協議会と協働した火山防災訓練の実施等を通じ、多様な火山現象に応じ、避難計画をより実践的にするための調査検討を行う。また、集客施設等での避難確保計画作成の推進に係る市町村及び火山防災協議会の取組等を支援する。

事業イメージ・具体例

- 抜本的な火山防災対策の強化のため、各火山地域が抱える課題抽出を行うとともに、火山専門家を活用する仕組みの構築や火山専門家の育成、継続的な確保等について将来を見据えた検討を実施し具体的な仕組み・体制を整備する。加えて、火山防災対策の調査研究に関して、解決すべき課題を抽出し、最新の成果及び他災害や海外での活用事例を調査し、推進体制も含めた検討を行う。
- 各火山地域の火山防災体制の構築を一層推進するため、火山防災エキスパートの派遣、火山防災協議会等連絡・連携会議の開催、指針・手引等を用いた研修等の実施を通じ、火山地域における効果的な情報交換のあり方や地方自治体等への支援方法に関する調査検討を行う。
- 大規模な噴火が発生した際の広域的な避難などの安全確保に係る対策や、広域降灰への対策等について、関係省庁及び各火山地域における検討状況を取りまとめ、基本的な応急対応等の考え方や対策の具体化に向けた調査検討を行う。
- 各火山の避難計画を多様な火山現象に応じたより実践的な計画とするため、火山防災協議会と協働した火山防災訓練の企画支援モデル事業等を通じ、火砕流や噴石といった火山現象に応じた避難の考え方を整理し、避難計画の手引きを改定する。また、集客施設等における避難確保計画作成に係る市町村及び火山防災協議会を適切に援助できるよう、課題及び市町村等に対する支援等について調査検討を行う。



広域噴火災害(降灰)のイメージ

USGS(アメリカ地質調査所)ホームページより



堅牢な建物への登山者の避難訓練(吾妻山)

福島県ホームページより

期待される効果

- 火山防災対策に関する連携強化及び推進体制の整備、広域降灰時の応急対応を具体化するための調査検討及び各火山地域の火山防災の取組を推進することで、火山災害時の国及び地方公共団体の対応力が向上し、被害の軽減が期待される。

土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

6年度概算要求額 **56百万円** (52百万円)

〈うち重要政策推進枠10百万円〉

事業概要・目的

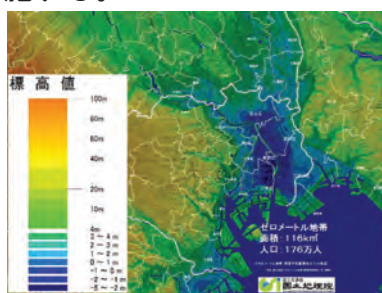
気候変動の影響などによる近年の水災害の激甚化等を踏まえ、大規模な水災害が発生した場合に、逃げ遅れによる死者・孤立者や交通渋滞等による混雑等の発生が生じ得る首都圏等を対象に、広域的な避難のあり方等を検討する。

令和6年度の事業概要は以下の通り。

- 令和4年6月に東京都とともに設置した「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」において、「広域避難計画策定支援ガイドライン」(令和4年3月)に基づき、避難手段や避難情報の伝達方法など、広域避難計画モデルの策定に向けて、広域避難対策の更なる具体化を図る。
- 近年の豪雨を踏まえ、住民の適切な避難行動を促進するための検討を実施する。

事業イメージ・具体例

- 広域避難計画の具体化を進めるため、令和4年6月に東京都とともに設置した「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」における検討成果等を踏まえ、各地方の地域特性や被害特性に応じて、より具体的で実効性のある避難計画を各地方で策定できるよう、避難手段や避難情報の伝達方法等を引き続き検討するとともに、具体的な広域避難のオペレーションについて整理を行う。また、モデル地区において、指定公共機関や民間事業者等を含む災害対応訓練等を実施し、広域避難計画の検証を行う。
- 住民の避難リテラシーについて評価するため、住民に対するアンケート調査を実施するとともに回答結果の分析を行い、課題やその対策について検討する。また、住民が適切な避難行動をとれるよう、自治体と連携して人の行動特性等を踏まえた避難等に関する調査検討を実施する。



首都圏のゼロメートル地帯
出典:洪水・高潮氾濫からの大規模・広域
避難検討WG



令和元年東日本台風
千曲川堤防決壊による浸水状況(長野県長野市)
(長野県ウェブサイトより)



H30.7豪雨による
広島県呉市安浦町周辺の被災状況
(提供:国土交通省)

期待される効果

- 大規模水害発生時において、広域避難活動に際しての国・地方公共団体が直面している課題を解決することにより、より効果的な避難計画の立案などの取り組みが促進され、被害の軽減が図られる。
- 災害時における住民の適切な避難行動につながることで、避難対策の強化が見込まれる。

防災計画の充実のための取組推進

6年度概算要求額 19百万円（8百万円）

＜うち重要政策推進枠10百万円＞

事業概要・目的

- 中央防災会議では、各種の大規模地震（首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震）に関する基本計画を策定し、継続的に見直しを行っている。
- 首都直下地震に関する基本計画については、令和6年度末をもって減災目標の設定から10年が経過することから、同計画に基づく取組の検証や、新たに生じている課題等に関する調査等を行い、今後取り組むべき防災・減災対策を検討する必要がある。
- 南海トラフ地震に関する基本計画については、令和5年度末をもって減災目標の設定から10年が経過することから、デジタル技術の普及を踏まえた防災対策等、新たな課題への対応等を反映するため、基本計画の変更を予定しており、新たな基本計画に基づく取組の着実な推進を図っていく必要がある。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する基本計画については、積雪・寒冷等の本地域特有の課題へ対応する好事例の収集・横展開等を通じて、本計画に基づく効果的な対策を推進する必要がある。
- さらに、各基本計画の内容を、関係機関・地方公共団体の計画にも反映させていく必要があることから、取組事例や課題等の収集整理・分析を行い、それらの課題解決に向けた方策を検討し横展開することで、各種計画への円滑な反映を支援する。

事業イメージ・具体例

- 「首都直下地震緊急対策推進基本計画」に基づく取組のフォローアップや、首都中枢機能の維持に係るライフライン・インフラに関する調査等を行う。
- 令和6年春に変更を予定している「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」において掲げる目標等（※）の達成に向け、進捗状況や課題を定期的に確認する。
- このほか、好事例や課題の収集・検討・横展開や、連絡会議の開催等を行う。

【※各計画における、10年間で達成すべき減災目標】

首都直下地震	死者数：約2.3万人	→ 概ね半減
(H27.3変更～)	全壊棟数：約61万棟	→ 概ね半減

南海トラフ地震	死者数：約33.2万人	→ 概ね8割減
(H26.3作成～)	全壊棟数：約250万棟	→ 概ね5割減

日本海溝地震	死者数：約19.9万人	→ 概ね8割減
千島海溝地震	死者数：約10万人	→ 概ね8割減
(R4.9変更～)		

期待される効果

- 首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する基本計画に基づき、減災目標の達成に向け、大規模地震の防災対策を効果的に推進する。

社会全体としての事業継続体制の構築推進

6年度概算要求額 45百万円（37百万円）

＜うち重要政策推進枠8百万円＞

事業概要・目的

○首都直下地震や南海トラフ地震等の発生に備え、災害時に国民生活等への影響を最小化するため、中央省庁・地方公共団体・民間企業など社会全体の事業継続体制を強化する必要がある。

⇒中央省庁については、政府業務継続計画の策定から10年を迎えることから、新たな対策を検討する必要があるほか、行政中枢機能の一時的代替について更なる検討を進める必要がある。

また、政府業務継続計画に基づき、有識者による各省庁の業務継続計画の評価を行うこととなっている。

⇒民間企業等については、大規模災害発生時においてもサプライチェーンの寸断等を防ぐため、事業継続能力の一層の向上が求められている。

⇒地方公共団体については、災害時における人的応援の受入れ体制の構築が課題となっている。

事業イメージ・具体例

①中央省庁における業務継続体制の確保

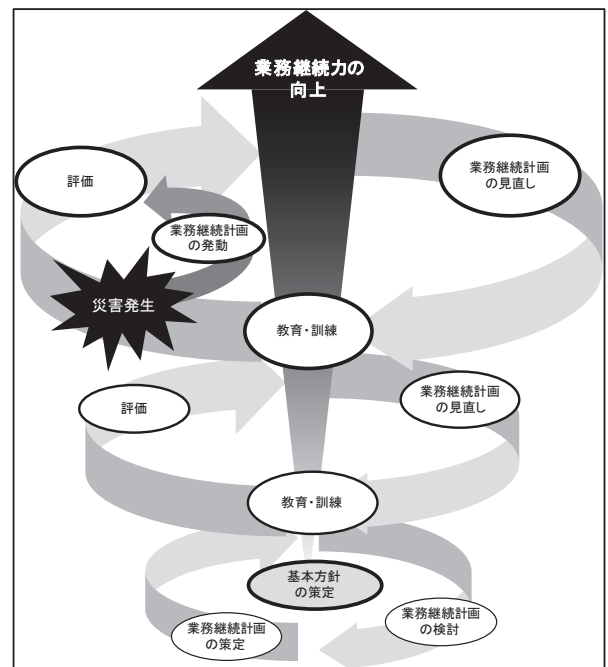
- ・政府業務継続計画に係るフォローアップ調査及び行政中枢機能の一時的代替に係る調査等
- ・省庁業務継続計画に対する有識者による評価

②民間企業等の事業継続体制の構築及び災害リスクマネジメント力向上の取組推進

- ・民間企業等の事業継続に当たっての重要要素の調査・検討
- ・重要要素を踏まえたBCP策定を促進するツール等の検討・作成

③地方公共団体における業務継続体制の確保

- ・地方公共団体における受援体制の構築の促進に向けた調査・検討



期待される効果

○社会全体の事業継続体制が構築されることにより、いかなる大規模災害においても国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化することが期待される。

防災を担う人材の育成、訓練の充実①

6年度概算要求額 160百万円（113百万円）

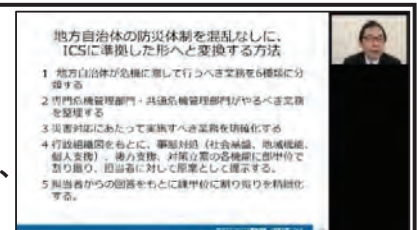
<うち重要政策推進枠52百万円>

事業概要・目的

- 「危機事態に迅速・的確に対応できる人」、「国・地方のネットワークを形成できる人」を人物像とした防災人材を育成するために、国・地方公共団体等の職員を対象とした「防災スペシャリスト養成」に向けた各種研修を実施する。
- また、研修企画にあたっては、地域の災害対応力強化に向けて、男女共同参画の拡大やデジタル活用の推進をはじめ、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震対策など、社会情勢やニーズを踏まえた研修内容の充実や、受講機会の拡大等を図るため、体系的な防災人材の育成に資する検討を実施する。
- さらに、災害対応の業務を担う応援職員等が、担当する防災業務の手順や基礎知識を短時間で習得するためのオンライン学習ツールの整備・運用を図る。

事業イメージ・具体例

- 地方公共団体等の職員を対象に、内閣府防災の業務を行いながら防災研修を受講する○J T研修を行う。
- 国・地方公共団体等の職員を対象とした「有明の丘研修」は、有識者による企画検討会での議論を踏まえ、職位に応じた効率的な研修への再編や、受講機会の拡大等により、防災スペシャリストや地域防災マネージャーの更なる養成を図る。
- 都道府県と共催で行う「地域研修」について、地域検討会により都道府県の自主的な研修企画・実施を進めるとともに、自立的な研修運営の実現に向けてマニュアル等を整備する。
- 最新の施策や社会情勢・ニーズ等を踏まえた研修内容の充実に向けて、AIやRPA等の情報処理技術を用いた、教材の効率的な更新を支援する「防災スペシャリスト養成支援システム（仮）」の構築を図る。
- 災害対応業務の内容・手順等について、地方公共団体職員が常時・短時間で学習できる「災害対応eラーニング」を整備・運用する。
- 広域的な応援体制の強化等に向け、防災人材の災害対応能力を評価し、適材適所の人員配置に資する仕組みを検討する。



有明の丘研修(R4)オンデマンド座学の様子



有明の丘研修(R1) 対面演習の様子



地域研修(R4鹿児島) 対面演習の様子

期待される効果

- 全国の各地域において、危機事態に迅速・的確に対応でき、国・地方のネットワークを形成できる防災人材が育成され、地域の災害対応力の強化が図られるとともに、災害時の広域的な応援・受援体制の円滑な運用が図られる。

※防災スペシャリスト養成支援システムについては、デジタル庁一括計上予算として要求。

防災を担う人材の育成、訓練の充実②

6年度概算要求額 100百万円（78百万円）
＜うち重要政策推進枠35百万円＞

事業概要・目的

- 災害発生時には、防災関係機関が一体となって対応する必要があり、災害対策基本法、防災基本計画等においても防災訓練の実施が定められている。
- 「総合防災訓練大綱」に定められる各種防災訓練を実施することで、
 - ・防災関係機関の組織体制の機能確認と実効性の検証
 - ・平時からの防災関係機関等相互の連携強化
 - ・防災計画等の課題を発見し継続的な改善
 - ・住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上
 - ・行政機関、民間事業者の各防災担当者の日常の取組についての検証を図ることを目的とする。

事業イメージ・具体例（政府が実施する主な防災訓練等）

- ①「防災の日」（9月1日）総合防災訓練
官邸での政府本部運営訓練、政府現地調査訓練を実施する。
- ②緊急災害対策本部事務局運営訓練
緊急災害対策本部事務局における業務の習熟や関係機関との連携について訓練を実施する。
- ③緊急災害現地対策本部運営訓練
各地域の緊急災害現地対策本部における業務の習熟や地方公共団体等との連携を図る訓練を実施する。
- ④地震・津波防災訓練
地域住民等が参加して避難行動等を行う地震・津波防災訓練を実施するとともに、住民自らが地域の災害リスクや災害時の行動等を考えるワークショップをあわせて開催することにより、発災時の人的被害の低減と災害対応力の向上を図る。
- ⑤DX避難訓練の推進（新規）
近年、デジタルツールの開発が進展する中で、津波避難訓練の参加者が、避難行動の適否を事後的に検証すること等を可能とするスマートフォンアプリ等が開発されている。早期避難意識の向上や避難経路の確認等を目的とする従前の訓練（1stステージ）に加え、デジタルツールを活用して、適時の避難、その時点の状況に応じた適切な経路による避難を可能とすることを目的とする訓練（2ndステージ）を推進する。
- ⑥自然災害対処能力の向上に資する訓練等の充実（拡充）
地方自治体の災害対応能力の向上を図るため、近年の災害の教訓から得られる課題に加え、感染症対策やデジタル技術の活用など新たな課題に対応した訓練、研修を充実させるとともに、国と自治体間で訓練情報を共有し、経験値・イメージの共通化を図るため、プラットフォームを運用する。
また、新たな感染症拡大下の災害対応に備えて、これまでの新型コロナウイルス感染症拡大時の災害対応・防災訓練の知見を収集し、各自治体等へ共有することで次世代への継承を図る。



政府本部運営訓練（R4）



地震・津波防災訓練（R4）

期待される効果

- 訓練を通じた課題抽出・改善、防災関係機関の連携強化により災害対応力の向上が期待される。
- 多数かつ多様な主体が参加する訓練の実施により防災意識の向上が期待される。

実践的な防災行動推進事業経費

6年度概算要求額 132百万円(106百万円)

<うち重要政策推進枠49百万円>

事業概要・目的

- 国民一人ひとりに災害を自分事として捉え、身の回りの災害リスクや災害時取るべき行動への理解を促す「防災推進国民大会」や「津波防災の日イベント」、「火山防災の日イベント」の開催、防災の担い手の発掘と育成、好事例の横展開が可能な「総合ポータルサイト」の運営などにより全国の防災活動の底上げを図る。
- 防災意識の向上を図る「防災ポスターコンクール」や優良な防災教育の横展開を図る「防災教育チャレンジプラン」を実施するとともに、「防災教育・周知啓発ワーキンググループ防災教育チーム提言」において、全ての子どもが災害から生命を守る能力を身につけられる防災教育の全国展開を提言されたことから、デジタル技術も活用し、子どもたちに実践的な防災教育が実施されるように取り組む。
- 地域の自助・共助を向上するため、地域住民等が地域の災害リスクに基づいて作成する地区防災計画の取組を推進する。

事業イメージ・具体例

実践的な防災行動推進のための取組

国民運動の推進 国民の防災意識の向上

- ✓ 防災推進国民大会(ぼうさいこくたい)
- ✓ 「津波防災の日」、「火山防災の日」啓発イベント
- ✓ TEAM防災ジャパン

など

防災教育の推進 主に子どもたちが災害から生命を守る能力を身に付ける

- ✓ 防災教育チャレンジプラン
- ✓ 防災ポスターコンクール
- ✓ デジタル技術を活用した防災教育の推進

など

地区防災計画の作成促進 地域の自助・共助の強化

- ✓ 地区防災計画の取組状況調査
- ✓ 計画作成支援者の育成
- ✓ 地区防災計画に係る周知・研修の開催

など

様々なチャネルを通じた取組

防災力の高い社会の構築

期待される効果

- 国民に対する防災知識の普及啓発をきめ細かく行うことにより、その効果が各界各層に浸透、国民の防災活動への自律的・積極的な参加が促進され、地域の防災力が高まり、災害の未然予防及び災害被害の軽減が可能となる。

官民連携による被災者支援体制整備事業

6年度概算要求額 102百万円（86百万円）

<うち重要政策推進枠35百万円>

事業概要・目的

- 災害の頻発化・激甚化、超高齢社会の中で、災害時に行政のマンパワーとスキルだけで十分な被災者支援を担うことは難しいことから、専門性を持つNPOやボランティア、企業等の多様な主体が、被災者支援の担い手として、その能力を有効に発揮できる体制を整備する必要がある。
- この際、NPO等の多様な主体が、被災地のニーズに応じて被災者支援活動を円滑に行うためには、支援のモレ・ムラが起きないように、行政を含む被災者支援の担い手間の連携・情報共有・役割分担等の調整が重要であり、都道府県域でこうしたコーディネーションを行う災害中間支援組織等の体制整備・強化が急務である。
- 上記を踏まえ、避難生活支援を担う行政以外の主体（ボランティア等）の育成のための研修等の仕組みを構築するとともに、都道府県単位で取り組む災害中間支援機能の整備・強化等に対する支援を行う。

事業イメージ・具体例

- (1) 防災・減災、国土強靱化新時代の実現に向けた「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の構築
 - 地域の意欲ある人材に、避難生活支援の知見・ノウハウを習得してもらうための研修プログラムの構築を行うとともに、当該人材が地域で活躍してもらえるような官民連携の方策等について検討する。
- (2) 都道府県単位での官民連携体制の整備
 - 「災害中間支援組織」の設置・機能強化に取り組む都道府県を対象に、同組織の設置等を支援するためのモデル事業（15県程度）を実施し、全国各地の災害中間支援機能の整備・強化等を加速させる。
※同組織が組成・活動しているのは、19都道府県にとどまる（R5.7時点）。

期待される効果

- 避難生活支援分野におけるスキルを持ったボランティアを育成するための研修プログラムの構築等により、避難生活環境の改善を図り、避難生活を要因とする災害関連死を減らすことができる。
- 災害時にNPO等のコーディネーションを行う中間支援組織等が、平時から自治体と顔の見える関係を構築することにより、災害時の円滑な活動調整が可能となり、被災者支援のモレ・ムラが生じにくくなる。

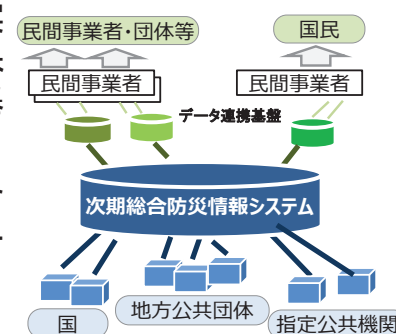
防災情報の収集・伝達機能の強化

6年度概算要求額 1,698百万円(270百万円)

<うち重要政策推進枠1,339百万円>

事業概要・目的

- 総合防災情報システムは、災害情報を地理空間情報として共有するシステムである。政府が被災状況等を早期に把握し、迅速・的確な意思決定を支援することを目的としており、継続的なシステムの安定運用を図るため、現行システムと次期システムの保守・運用等を行う。
- また、災害時に国から避難所までの物資支援に関する情報を関係機関で共有し、迅速かつ効率的な物資支援を実現するための物資調達・輸送調整等支援システムの保守・運用体制を確保するとともに、要件定義の結果に基づき、次期システムの設計・開発を実施する。
- あわせて、災害対応機関以外の国民や民間事業者等を含めたデータ流通促進に向けて、共有する情報項目やデータ連携の方法・ルールの検討などを行う。



事業イメージ・具体例

<次期総合防災情報システム、物資調達・輸送調整等支援システムの保守・運用等、及び災害情報連携やシステム活用のための更改・機能強化>

- 災害の発生に備え、24時間365日の継続的な安定運用を図るため、システムの定期保守点検及び障害対応等の保守・運用体制を確保する。
- 総合防災情報システムについては、現行システムから、情報多様化や利用機関拡大等を実現する次期システムへの切り替え（並行運用）期間となるため、確実な切り替え等を実施する。
- 物資調達・輸送調整等支援システムについては、災害時の迅速かつ効率的な物資支援の実現のため、関係機関の職員がより直感的に操作可能となる次期システムを要件定義に基づき設計・開発を実施する。
- 災害対応機関以外を含むデータ流通促進に向けて、デジタル庁において検討が進められているデータ連携基盤等と、次期総合防災情報システムとのデータ連携ルール等の検討を行う。

期待される効果

- システムの安定運用、関係機関が運用するシステムとの情報連携強化、被害情報等の収集機能の強化により、迅速・的確な意思決定の支援を図ることができる。

※総合防災情報システム及び物資調達・輸送調整等支援システムについては、デジタル庁一括計上予算として要求。

災害対応業務標準化の推進に要する経費

6年度概算要求額 26百万円（28百万円）

<うち重要政策推進枠 2百万円>

事業概要・目的

ISUTの効果的な活用促進に関する検討業務・体制強化

○大規模災害時に、地方公共団体等の災害対応機関が円滑に災害対応を行うためには、各機関が持っている情報を集約・共有することが重要であり、内閣府において、現地で災害情報を集約・地図化して提供する災害時情報集約支援チーム（ISUT）を運用している。

○他方、相次いで発生する豪雨災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震等への備えは急務である。

そのため、ISUTが行う情報共有の取組も、より災害対応機関と連携した効果的なものに進化させるとともに、地方公共団体等の災害対応がより円滑になるよう平時からISUTを周知していく必要がある。

事業イメージ・具体例

ISUTの効果的な活用促進に関する検討業務・体制強化

①地方公共団体等がISUTへの地図提供依頼を円滑に行い、迅速な災害対応を可能にするため、ISUT活用研修の実施を通じて周知を図る。
なお令和6年度以降は、次期総合防災情報システムを使用しての活動となるため、関係者への研修回数の増加と内容の見直し、強化を実施する。

②ISUTが行う地図作成業務を民間事業者に委託することで、大規模災害発生時の大量の地図オーダーに迅速に対応できる体制を整備する。

なお令和6年度以降は、次期総合防災情報システムを使用しての活動となり、取り扱う情報量が増加するため、地図作成業務等の対応も増加が見込まれ、それに対応可能な体制を整備する。



期待される効果

○ISUTや地図作成業務等の体制強化、及びISUT活用研修の実施により、災害対応機関における情報取得や連携の迅速化・円滑化につながるとともに、より効果的な災害対応の実施が期待される。

防災分野における個人情報の取扱いに関する指針の周知

・調査等に必要な経費

6年度概算要求額 **10百万円（6百万円）**

＜うち重要政策推進枠 3百万円＞

事業概要・目的

- 自治体における個人情報の取扱いについては、従来、自治体ごとの個人情報保護条例により様々であった（「2000個問題」）が、デジタル改革関連法により、個人情報保護法が改正され、共通ルールの下で一元的に監視監督する体制が構築されたところ（令和5年4月施行）。
- これに合わせて、令和4年度に「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を検討・策定し、5年度には、周知のための動画等の作成、自治体向け説明会（全国説明会・J-LIS研修等）を実施しているところ。

- 6年度は、引き続き指針の周知徹底及び自治体職員の理解向上を図るとともに、指針の見直しに向けて、**実際の災害対応における指針の活用状況や災害対応の障害となるような個人情報の取扱いに関する課題事例**について調査・検討を行う。

事業イメージ・具体例

- 災害時には、個人情報の適切な取扱いや迅速な活用が、救命・救助、きめ細やかな被災者支援に重要である。
一方、その公開・外部共有に伴うリスクにより、自治体の迅速な活用が阻害されるおそれがあることから、令和5年3月に策定した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」について、周知徹底と見直しに向けた災害対応における課題事例の調査を行う。



■自治体への周知・理解向上

令和5年度に作成した動画等を活用した説明の機会を設ける。

■災害対応での課題事例の調査

指針策定後に発生した災害対応の経験等を踏まえ、自治体の災害対応で障害となるような個人情報の取扱いに関する事例等がないか、アンケート・ヒアリングを行う。

期待される効果

- 自治体を対象とした防災分野における個人情報の取扱い等を明確化する指針の周知徹底等を行うことにより、災害時等の適切な個人情報の活用が可能となり、地域の災害対応力の向上に寄与する。

災害時応援協定システムの保守・運用

6年度概算要求額 4百万円（新規）

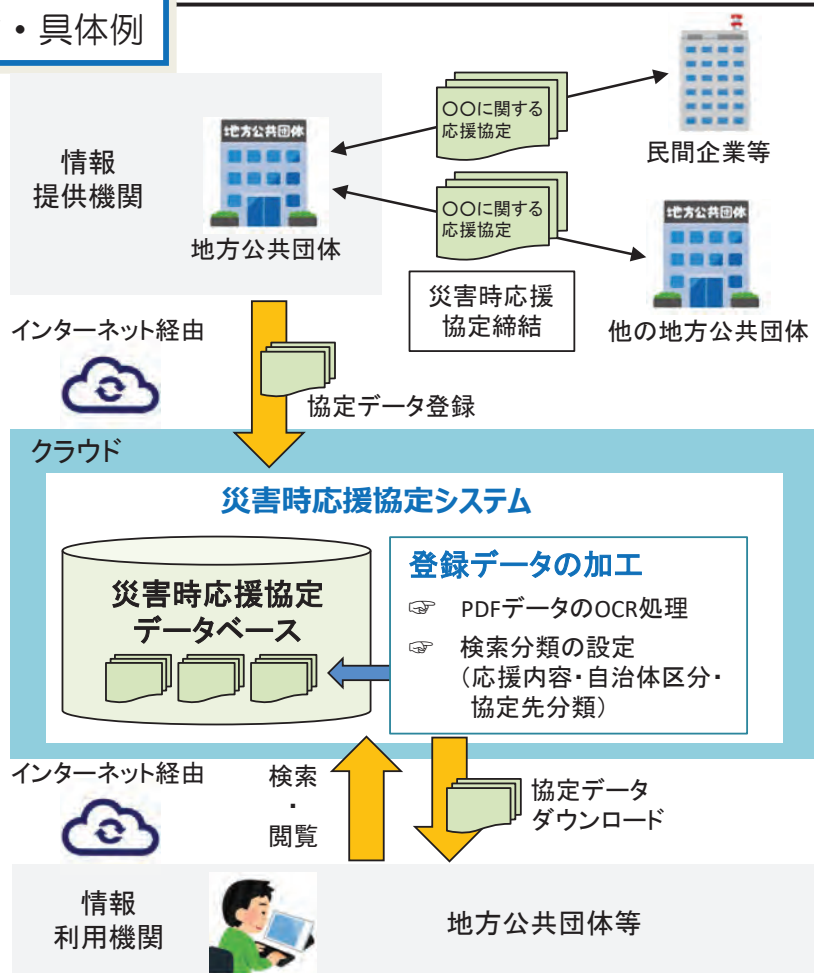
＜うち重要政策推進枠 0.3百万円＞

事業概要・目的

[事業年度：令和6年度～終了年度未定]

- 災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行うためには、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることが有効である。
- 災害対策基本法においては、地方公共団体の相互応援や民間団体の協力の確保に関する協定の締結が、国及び地方公共団体の努力義務として規定されているところ、国として、地方公共団体による協定締結の促進を図る必要がある。
- これを踏まえ、地方公共団体における新たな協定の締結の検討に資するよう、地方公共団体が締結した災害時応援協定の内容をデータベース化し、常時検索・閲覧することができるシステムを提供している。
- 本システムの保守や、登録された協定データをシステムで検索・閲覧できるようにするためのデータ加工処理等を行い、本システムを継続的に提供する。

事業イメージ・具体例



期待される効果

- 本システムが、各地方公共団体において、他団体の協定締結状況に関する情報収集や協定書の原案作成等に活用され、災害時応援協定の締結促進が図られる。

※災害時応援協定システムについては、デジタル庁一括計上予算として要求。

防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム

6年度概算要求額 16百万円（17百万円）

<うち重要政策推進枠 0.6百万円>

事業概要・目的

[事業年度：令和3年度～終了年度未定]

○近年、頻発化、激甚化する災害に対して、より効果的・効率的に対応していくためには、デジタル技術をはじめとする民間が持つ先進技術を防災分野で積極的に活用することが重要であるが、多くの地域においては、防災に関する先進技術に知見を持つ事業者に幅広くアクセスしづらい現状にある。

○これを踏まえ、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクPF）を設置し、地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチングを支援している。

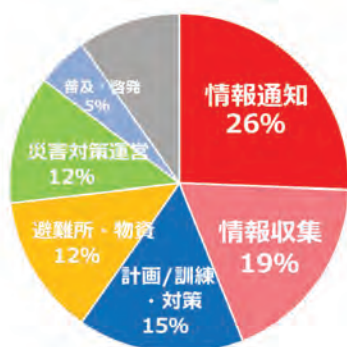


○また、防災分野への更なる先進技術の導入を促進するため、防テクPFへの地方公共団体・民間企業等の参画拡大を図る必要がある。

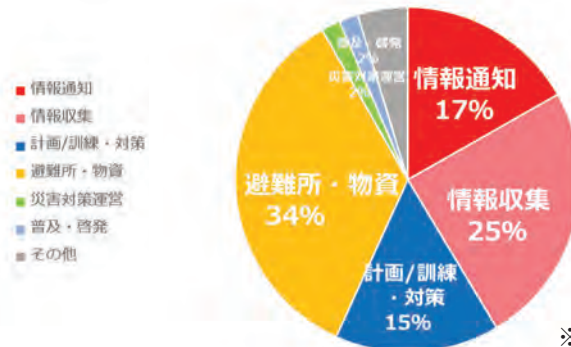
事業イメージ・具体例

○地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術とのマッチング

■ ニーズの傾向



■ 技術・商品・サービスの傾向



※令和5年4月時点

○マッチングセミナーの開催や、マッチングサイトの運営
○先進技術の効果的な活用事例の横展開

期待される効果

○地方公共団体等のニーズと先進技術のマッチング支援や技術導入に関するノウハウ等の横展開により、災害対応における先進技術の活用が促進され、災害対応の迅速化・効率化等が図られる。

※マッチングサイトについては、デジタル庁一括計上予算として要求。

南海トラフ地震等における応急対策活動の具体計画策定に係る調査検討経費

6年度概算要求額 23百万円（20百万円）
＜うち重要政推進枠5百万円＞

事業概要・目的

- 南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画（具体計画）を改定し、その実効性の確保・向上を図ります。
- 令和5年度にとりまとめ予定の「南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ」の報告や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和6年春改定予定）による、被害想定の見直しや新たな防災対策を踏まえ、各防災関係機関が行う初動対応の具体的な内容を再検討する必要があります。

事業イメージ・具体例

○応急対策活動の具体計画改定に係る調査・検討

南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体計画について、内容の検証を行うとともに、災害から得られた教訓の反映、拠点情報の更新等、具体計画改定のための検討を行います。

○南海トラフ地震に係る基本計画の変更を踏まえた調査・検討

令和5年度にとりまとめ予定の「南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ」の報告や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和6年春改定予定）による、被害想定の見直しや新たな防災対策を踏まえ、広域応援部隊の派遣や物資調達、ライフライン対策等の検討を行います。

期待される効果

- 緊急輸送ルート・救助・救急・消火活動等、医療活動、物資調達、燃料、電力・ガス、通信等に係る計画の実効性の確保・向上により、的確かつ迅速な被災地支援が可能となります。
- 「南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ」の報告や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」による、被害想定の見直しや新たな防災対策を踏まえた具体計画の改定を行うことで、より実効的な応急対策活動が可能となります。

中央防災無線網の管理に要する経費

6年度概算要求額 1,150百万円(935百万円)

＜うち重要政策推進枠 357百万円＞

事業概要・目的

○中央防災無線網は、大規模な災害が発生した場合においても、災害情報の収集・伝達を確実にを行うため、総理大臣官邸や指定行政機関等(30機関)、指定公共機関(104機関)及び地方公共団体(47都道府県5政令市)との間や災害発生時に設置される緊急災害対策本部(立川災害対策本部予備施設を含む。)や現地災害対策本部等を結ぶ、政府専用の通信ネットワークです。災害時において、ヘリコプター映像による発災状況の把握や関係機関との電話・FAX・メール・ファイル共有・TV会議等による通信を確保するため、中央防災無線網の整備及び維持管理を行います。

○多くの設備が更新時期を迎えており、設備配置の最適化や新技術を活用しつつ、計画的な設備の刷新に取り組みます。

事業イメージ・具体例

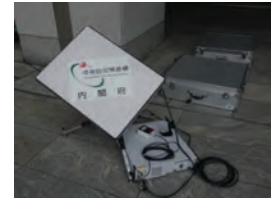
○中央防災無線網設備の監視・点検保守・災害時運用支援・リース契約・通信事業者回線借用等

○中央防災無線網の円滑な運用のための設備整備

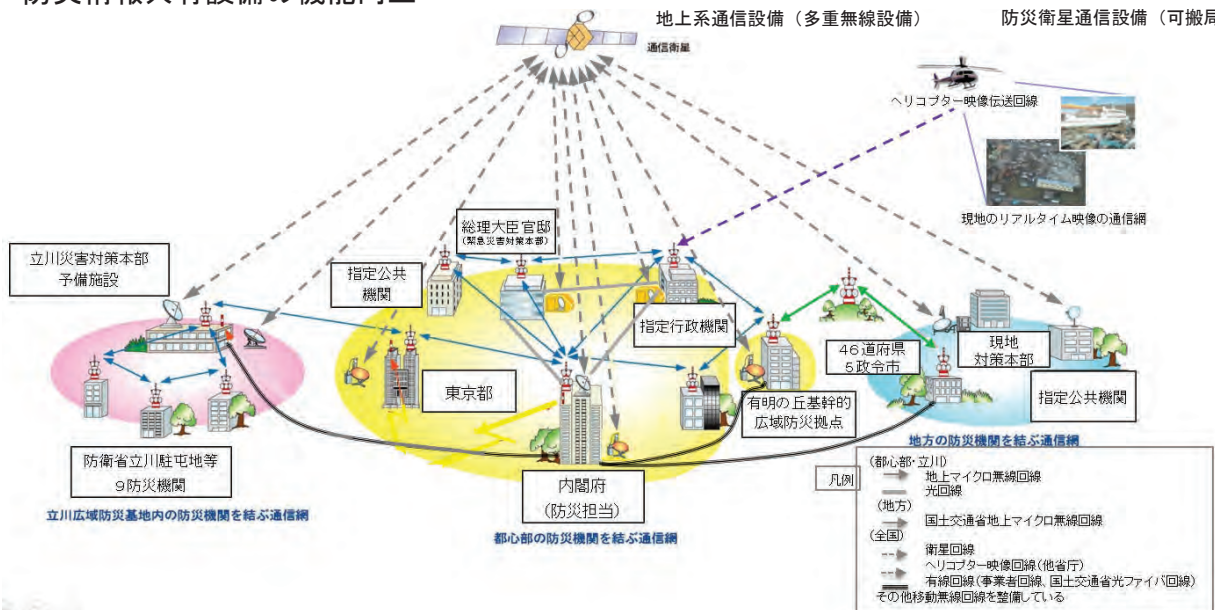
- ・通信設備(地上系・衛星系)の構成見直し
- ・衛星携帯サービスの導入
- ・Web会議システムの導入
- ・防災情報共有設備の機能向上



地上系通信設備 (多重無線設備)



防災衛星通信設備 (可搬局)



期待される効果

- 大規模災害発生時に全国の防災関係機関相互の通信を確保することで、政府の迅速かつ円滑な災害対応に寄与します。
- 利用状況、技術動向や設備の最適化による見直しと部品交換等による延命化などにより、トータルコストの削減を実現します。
- 中央防災無線網の構成やシステムの見直し、新技術活用等により、防災デジタルプラットフォーム等の基盤となる通信インフラの持続的な信頼(耐災害性)向上や機能向上を実現し、防災DXの推進に寄与します。

立川・有明・東扇島施設、現地对策本部に係る施設改修等 6年度概算要求額 71百万円（新規）

事業概要・目的

○災害対策本部予備施設（立川）の改修等

首都直下地震等の大規模災害で都心関係施設（官邸等）が甚大な被害を受けた場合に備え、国の災害対策本部機能、内閣府（中央合同庁舎第8号館）の防災専用の通信統制・情報処理のバックアップ機能及び被災自治体へのプッシュ型支援用の備蓄倉庫等を持つ施設。

政府BCPの実行性向上のため、自動火災報知設備等の改修（2年国債で整備）及び非常用バッテリーの設置を行う。

また、地球温暖化対策に係る政府実行計画（※1）及び内閣府実施計画（※2）に基づき、照明設備のLED化設計を行う。

○東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の改修

首都圏において大規模災害が発生した際の政府の現地对策本部機能、救助活動や物資搬送等の拠点としての機能を持つ施設。

地球温暖化対策に係る政府実行計画（※1）及び内閣府実施計画（※2）に基づき、照明設備のLED化設計を行う。

○現地对策本部（四国）の改修

南海トラフ地震における政府の緊急災害現地对策本部用の室を複数設置。

入居庁舎における使用調整計画による室の一部移転のため、中央防災無線網によるネットワーク設備、電話交換設備等の情報通信基盤の整備に係る工事を実施。

※1：地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）

※2：内閣官房及び内閣府本府がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和4年6月3日内閣総務官、内閣府本府地球環境問題対策推進委員会決定）

事業イメージ

○施設外観、位置

災害対策本部予備施設
（立川）



上：庁舎
下：備蓄倉庫（建設中）

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設
（有明の丘）（東扇島）



現地对策本部（四国）



期待される効果

○各施設を適切に改修することにより所要の機能及び性能が確保される。
大規模災害発生時、政府として迅速な災害対応を行うことが可能となる。

立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等

6年度概算要求額 74百万円（82百万円）

事業概要・目的

○災害対策本部予備施設（立川）の維持管理

災害対策本部予備施設は、首都直下地震等の大規模災害で都心関係施設（官邸等）が甚大な被害を受けた場合に備え、国の災害対策本部機能、内閣府（中央合同庁舎第8号館）の防災専用の通信統制・情報処理のバックアップ機能及び被災自治体へのプッシュ型支援用の備蓄倉庫等を持つ施設。

大規模災害に備え、当該施設の維持管理を適切に行う。

○東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘・東扇島）の維持管理

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点は、首都圏において大規模災害が発生した際の、政府の現地対策本部機能、救助活動や物資搬送等の拠点としての機能を持つ施設。

大規模災害に備え、当該施設の維持管理を適切に行う。

事業イメージ

○施設外観、位置

災害対策本部予備施設
（立川）



上：庁舎
下：備蓄倉庫
（建設中）

東京湾臨海部基幹的広域防災拠点施設
（有明の丘）
（東扇島）



○維持管理等に要する経費の概要

光熱水費、雑役務費（警備、点検保守、清掃業務）、修繕費 等

期待される効果

○各施設を適切に保全することによって、各施設の機能を十分に発揮することができ、大規模災害発生時において、政府として迅速な災害対応を行うことが可能となる。

個別避難計画・災害ケースマネジメントの取組の推進

令和6年度概算要求額 46百万円（38百万円）

<うち重要政策推進枠13百万円>

事業概要・目的

- 災害の激甚化・頻発化、高齢化の進行、在宅避難といった避難の多様化、被災者ニーズの多様化といった社会情勢等が変化中、要配慮者や被災者の支援を進めるためには、個別避難計画や災害ケースマネジメントといった取組が重要である。
- 個別避難計画については、令和3年に災害対策基本法が改正され、その作成が市町村の努力義務とされたが、令和5年1月現在において、未作成の団体が約1/4あり、また、医療的ケア児の計画づくり等の課題が山積している。
- 取組が十分に進んでいない市町村を後押しし、計画作成を加速化するためには、都道府県の役割が極めて重要であることから、市町村に対する総合的な支援を実施できる体制作りを行う。
- また、被災者の自立・生活再建を早期に実現するためには、災害ケースマネジメントを一層推進することが必要であり、これまで、事例集や手引書を作成してきたところである。災害ケースマネジメントの更なる普及・定着を図るため、自治体職員や福祉関係者、NPO関係者等に研修等を行う。
- これらの、要配慮者・被災者等一人一人に寄り添った支援を進めるためには、行政のみならず、民間団体の協力や連携が重要となる。これまで地域レベルでの連携や顔の見える関係づくりへの支援を実施してきたところ、更なる充実を図るためには、官民での全国的な気運の醸成や地域を超えた連携網の構築が必要であることから、官民連携のためのプラットフォームを構築する。

事業イメージ・具体例

《要支援者の避難に係る個別避難計画の作成の推進》

- 地域の実情に応じた様々な取組事例を収集するための加速化支援事業を実施し、都道府県による市町村に対する支援力の引き上げを図るとともに、その成果を全国会議等を通じて共有する。
- 先導的に取り組む自治体職員をサポーターとして派遣し、具体的な課題に対し、同じ立場の視点で助言等することにより早期の課題解決を実現する。

《災害ケースマネジメントの普及・定着》

- 災害ケースマネジメントについて、行政職員や福祉関係者、士業関係者、NPO等の民間の支援者等、幅広い関係者を対象とした研修会を開催する。
- 先進的に取り組む自治体間で意見交換等する場を設け、得られた知見を全国の自治体に共有する等により、一層の普及・定着を図る。

《一人一人に寄り添った支援を行うためのプラットフォームの構築等》

- 個別避難計画や災害ケースマネジメントに連携して取り組む民間団体同士の連携、関係省庁、都道府県、市町村との一元的な情報共有等を行うための官民連携のプラットフォームを構築するほか、災害ケースマネジメント等の一人一人に寄り添った支援を実施するための体制構築や訓練等に先進的に取り組む自治体を支援し横展開することで、全国での取組の促進を図る。

期待される効果

- 都道府県による市町村へのきめ細かな支援の実施により、個別避難計画の作成に着手する時期の前倒しや、より実効的な取組が可能となる。
- 災害ケースマネジメントの取組が全国の自治体で実施されることで、被災者一人一人にきめ細かな支援ができるようになる。
- 全国的な官民の連携体制を構築することで、より質の高い要配慮者・被災者支援につながる。

被災者支援に関する総合的対策の推進経費 (避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組についての検討)

6年度概算要求額 **9百万円** (9百万円)

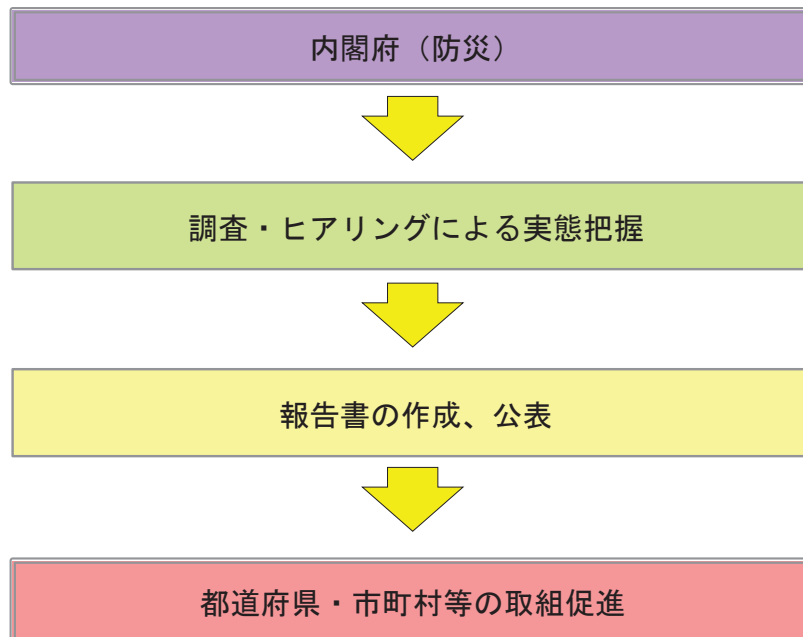
事業概要・目的

近年、災害が頻発化・激甚化する中、避難所における良好な生活環境を確保するため、避難所の質の向上を目指すことは極めて重要である。

そのため、令和4年4月の「避難所における生活環境の確保に向けた取組指針」等の改正を踏まえ、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組を推進するため、自治体におけるマニュアル等に基づく取組や課題について調査・検討を行う。

特に、福祉避難所の確保といった要配慮者への対応、女性や子どもの視点を踏まえた避難所運営の課題や取組等に関する調査研究を行う。

事業イメージ・具体例



期待される効果

都道府県・市町村職員等への周知等を行うことにより、避難所の開設等の準備だけでなく、被災者の生活環境の整備を促進することにも繋がるものである。

災害救助法に基づく救助費用の求償手続きの効率化に関する業務

6年度概算要求額 **75百万円** (24百万円)

<うち重要政策推進枠55百万円>

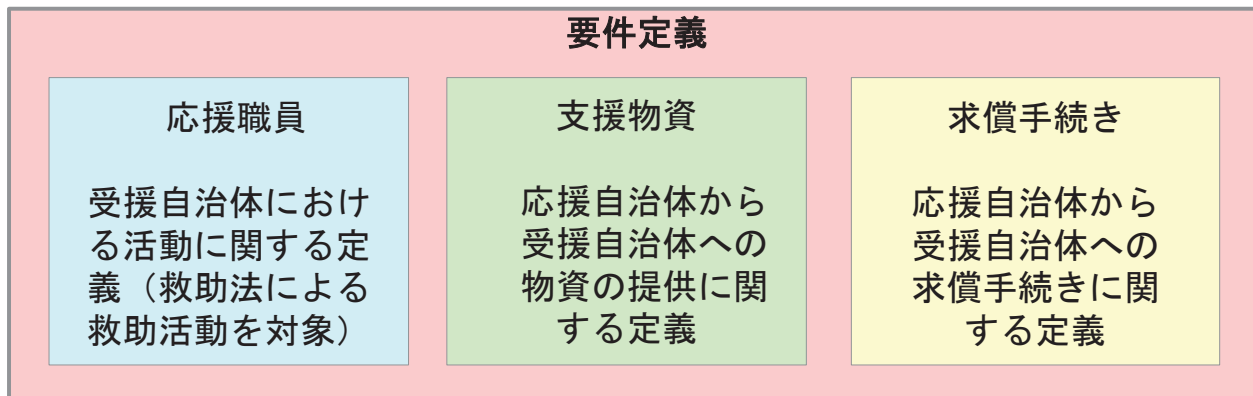
事業概要・目的

- 災害救助法の救助の実施に当たり、
 - ・ 被災自治体への応援職員の派遣、
 - ・ 被災自治体への支援物資の輸送、
 - ・ 応援に要した費用の被災自治体への求償手続き等について、発災後の被災自治体と応援自治体が相互で応援職員や支援物資の投入状況等を即座に把握可能となる、アプリケーション等を設計・構築し、助費用の求償手続きの簡素化・効率化を図ります。

事業イメージ・具体例

令和5年度に実施する以下の3つの要件定義

令和5年度実施分



具体計画の作成及び実務者協議会の開催

令和6年度概算要求

- ・ 救助費用の求償手続きの効率化に向けたシステム（アプリケーション等の作成）の設計・構築
- ・ 実務者協議会の開催、試作の運用改善等

期待される効果

- 応援自治体と被災自治体の双方の事務負担の軽減が図られます。

被災者支援・復興対策の推進①

(災害の被害認定基準等の適正な運用の確保経費)

6年度概算要求額 13百万円(13百万円)

事業概要・目的

- 罹災証明書は、各種支援策の判断材料として活用されるため、その前提となる住家の被害認定調査から罹災証明書の交付までの一連の業務は、発災後速やかに実施する必要がある。
- これらについて、内閣府防災では、被害認定調査における簡易手法の導入、罹災証明書の電子申請・コンビニ交付機能を備えた「クラウド型被災者支援システム」の開発など、効率化・迅速化に取り組んできた。
- 一方で、被災経験が乏しい自治体では、住民に対する広報や調査体制の構築等の初動対応が円滑に進まず、罹災証明書の交付に時間を要している実態も散見される。
- 罹災証明書の迅速な発行については、各メディアで報道されるなど国民の関心が高まっているため、一層の効率化・迅速化に資する検討を行う。

事業イメージ・具体例

- 災害時に実際に行われた被害認定調査及び罹災証明書交付事務の実施方法、体制等について調査し、効率化・迅速化に資する取組事例を収集する。
【調査内容】
 - ・発災時の都道府県及び市町村の対応状況について、タイムラインを整理するなど調査。特に調査体制の構築など初動対応がその後のスケジュールに大きく影響するため、重点的に調査
 - ・発災時にデジタル技術を活用した市町村について、被害認定調査や罹災証明書の交付にあたって、効率化・迅速化が図られた内容を調査
- 収集した事例を分析し、参考となる事例及び得られた知見について、「被害認定調査における初動対応のガイドライン(仮称)」の作成及び自治体向けの手引きへの反映を行い、説明会等により自治体へ周知する。

期待される効果

- 各種災害発生時に市町村が適正かつ迅速に被害認定調査及び罹災証明書の交付を実施できるようにすることで、各種支援を円滑に進めることができる。

被災者支援・復興対策の推進②

(復興施策の調査、被災者生活再建支援法関連調査経費)

6年度概算要求額 10百万円 (11百万円)

事業概要・目的

- 今後発生が予想される大規模災害に備え、地方公共団体による迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、以下の調査・検討等を行う。
【復旧・復興対策の取組事例調査】
復旧・復興に係る施策や過去の災害の具体的な取組事例を「復旧・復興ハンドブック」・「災害復興対策事例集」としてとりまとめ、地方公共団体に周知しているところ。
地方公共団体の復旧・復興対策がより迅速かつ円滑に取り組むことができるよう、近年の大規模災害における復旧・復興への取組事例等を収集・分析し、災害で得られた教訓と有効な事前対策等を取りまとめる。また、地方公共団体のニーズ調査結果を踏まえ、ハンドブック・事例集の構成等を見直し、地方公共団体へ周知等を行う。
- 被災者支援を円滑に進めるため、以下の調査・検討等を行う。
【被災者生活再建支援法関連調査】
各年度の災害により被災された世帯に対して、被災世帯の生活再建実態等を継続的に調査することにより、制度の運用に関する課題等を検証する。

事業イメージ・具体例

- 近年日本各地で発生した大規模災害からの復旧・復興への取組事例の収集・分析等を通じ、災害から得られた教訓と有効な事前対策等を調査する。また、地方公共団体に対しハンドブック・事例集に関するニーズ調査等を実施し、より効果的に活用できる構成等に見直すための検討を行う。
- 制度の適用状況、支援対象、負担のあり方、被災世帯の生活再建実態等に関して、アンケートを実施し、問題点の有無を検証する。

期待される効果

- 地方公共団体における復旧・復興への迅速かつ円滑な取組に寄与する。
- 現行法の課題等を整理・検討することにより、今後の被災者支援施策の企画・立案に活用することができる。

激甚災害の指定見込みを速やかに行うための IT技術等活用方法の調査検討の推進

令和6年度概算要求額 27百万円（30百万円）

事業概要・目的

- 近年、各地で地震や水害等による甚大な被害が発生している。被災された地方自治体からは、復旧・復興に迅速に取り組むため、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害指定の早期化を強く望まれている。
- 激甚災害の指定には被害額の把握が必要となるため、速やかな把握が可能となるよう新たな調査手法の構築に向けて検討を行うもの。

事業イメージ・具体例

- 災害発生前後の人工衛星画像の分析等をもとに被害程度を把握する手法について検討する。
- 過去の被災事例から、被害程度と被害額との関係を解析し、被災した公共土木施設や農地・農業用施設等の被害額を推定する手法について検討する。

期待される効果

- 新たな調査手法の構築によって、被害状況の把握が速やかに実施出来れば、基準に達した場合の指定見込みの早期公表が可能となり、被災された地方自治体が財政面に不安なく、迅速に復旧・復興に取り組むことができる。

特定地震防災対策施設の運営に要する経費 6年度概算要求額 251百万円(251百万円)

事業概要・目的

○事業概要

阪神・淡路大震災をはじめとした国内外の地震災害の経験や教訓などに関する震災関連資料の収集・展示及び体験・学習並びに地震防災の調査研究及び専門家の育成等の事業を行う特定地震防災対策施設の運営費の2分の1を補助する。

○目的

大震災の経験を語り継ぎ、その教訓を未来に活かすために、防災の重要性の市民への普及啓発、実践的な防災研究、災害対応の現地支援やネットワークの形成等を通じて、

- ・地域防災力の向上
- ・防災政策の開発支援
- ・災害対策の発信拠点の形成

等を図る特定地震防災対策施設の活動を推進する。

事業イメージ・具体例

○展示

被災者・市民・ボランティア等と協力・連携し、阪神・淡路大震災の経験・教訓を、特に子供等に向けて情報発信する。

○実践的な防災研究と若手防災専門家の育成

防災施策や災害対策の立案・推進に資する実践的な防災研究を実施し、学術的価値の確立を先導する。

○災害対応の現地支援

大規模災害時に災害対応の実践的・体系的な知識を有する人材を被災地に派遣する。

○交流・ネットワーク

防災に関する行政実務者、研究者等、多様なネットワークを形成する。

○災害対策専門職員の育成

地方公共団体の防災担当職員等への研修等によって、災害対策実務の中核を担う人材を育成する。

○資料収集・保存

大震災の資料を継続的に収集・蓄積し、防災情報を整理・発信する。

期待される効果

- 特定地震防災対策施設の円滑かつ安定した運営により、地震防災対策の向上に資する。

国際関係経費

6年度概算要求額 273百万円（236百万円）

<重要政策推進枠35百万円>

事業概要・目的

【背景】

- 世界ではアジアを中心に大きな災害被害が毎年のように発生
⇒ 災害被害の軽減は、国際社会の共通の重要課題
- 第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015－2030」後半期の実施加速化に向けて、各国における実施の加速化が重要。



【目的・事業概要】

- 「仙台防災枠組」の国内外における普及・定着を図るため、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、
 1. 我が国企業の海外展開支援に資する戦略的な国際防災協力の展開
 2. 「仙台防災枠組」実施加速のための国連防災機関を通じた国際防災協力
 3. アジア地域における多国間防災協力 等を推進する。

事業イメージ・具体例

(1) 国際経済活動における戦略的な防災分野への投資推進

- 我が国企業の防災インフラの海外展開を促進するため、我が国の防災分野の知見（防災技術・ノウハウ等）を戦略的に発信する。

(2) 「仙台防災枠組」推進のための国連防災機関の活動支援等

- 「仙台防災枠組」の後半期の加速化のため、国連防災機関（UNDRR）が実施する全世界を対象とした「仙台防災枠組」の推進活動を支援する。

(3) アジア地域における多国間防災協力の推進

- アジア地域における、防災情報の収集・提供、人材育成、「世界津波の日」を含む津波防災の意識啓発等の活動を支援する。

(4) 国際復興支援プラットフォーム（IRP）の活動支援

- IRPの活動を通じて、各国の災害復興に関する経験や教訓、「より良い復興」に関する優良事例等を収集し、国際社会で広く共有する会議を開催する。

(5) 国際防災会議等への出席

- 国際防災会議等へ出席し、我が国の知見を発信する。

期待される効果

- 「仙台防災枠組」の実施を加速化による、アジアをはじめとする各国における世界の災害被害の軽減とともに、国際防災協力における我が国のプレゼンスが強化される。
- 我が国企業の防災インフラの海外展開の機会が増進される。

災害救助費等負担金

6年度概算要求額 2,840百万円(2,840百万円)

災害救助費負担金

一定規模以上の災害が発生した場合、都道府県知事等が災害救助法に基づき、被災者に対して行った応急救助に要した費用について負担を行う。

また、大規模な災害の発生のおそれのある段階において、国が災害対策本部を設置する場合、広域避難等の実施に必要なとなる避難所の供与等の救助に要した費用について負担を行う。

○ 災害救助法に基づく救助

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 食品の給与
- 飲料水の供給
- 生活必需品の給与・貸与
- 医療・助産
- 被災者の救出
- 住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 遺体の捜索・処理
- 障害物の除去

○ 国庫負担割合

被災都道府県の財政力に対する救助に要した費用の割合に応じ、5割から約9割を国庫負担する。

普通税収入見込額の割合

国庫負担割合

- | | | |
|--------------------------|---|--------|
| ① 収入見込額の2/100以下の部分 | → | 50/100 |
| ② 収入見込額の2/100超4/100以下の部分 | → | 80/100 |
| ③ 収入見込額の4/100超の部分 | → | 90/100 |

※復興庁一括計上(東日本大震災復興特別会計)として、別途418百万円(667百万円)を計上。

災害弔慰金等負担金

6年度概算要求額 140百万円 (140百万円)

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が、自然災害で死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、又は重度の障害を負った者に対して災害障害見舞金を支給した場合、国が1/2を(都道府県1/4・市町村1/4)負担します。

1 災害弔慰金

○ 支給対象遺族

- ① 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- ② 上記①の遺族がいない場合に兄弟姉妹(死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)

○ 支給金額

- ① 支給遺族の生計維持者が死亡した場合 500万円
- ② その他の者が死亡した場合 250万円

2 災害障害見舞金

○ 支給対象者

重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた者

○ 支給金額

- ① 生計維持者 250万円
- ② その他の者 125万円

【参考】復興庁一括計上分(東日本大震災関係)

令和6年度概算要求額 30百万円 (40百万円)

災害援護貸付金

6年度概算要求額 150百万円 (150百万円)

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、市町村が、都道府県内で災害救助法が適用された自然災害で負傷又は住家・家財に被害があった者に対して、災害援護資金を貸し付けた場合に、国がその原資の一部を無利子で貸し付けます。

○ 制度概要

- | | |
|--------|--|
| ① 貸付金額 | 被害状況に応じて 150万円 ~ 最高 350万円 |
| ② 所得制限 | 例) 住居が滅失した場合 1,270万円
(市町村民税の前年度総所得金額) |
| ③ 利率 | 年3%以内で条例で定める率
(据置期間中は無利子) |
| ④ 据置期間 | 3年 (特別の場合5年) |
| ⑤ 償還期間 | 10年 (据置期間を含む) |
| ⑥ 償還方法 | 年賦、半年賦又は月賦 |
| ⑦ 貸付原資 | 国 2/3 都道府県・指定都市 1/3 |

【参考】復興庁一括計上分(東日本大震災関係)

令和6年度概算要求額 15百万円 (22百万円)

被災者生活再建支援金補助金

6年度概算要求額 600百万円 (600百万円)

被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法人が支給する支援金の1/2に相当する額を補助する。

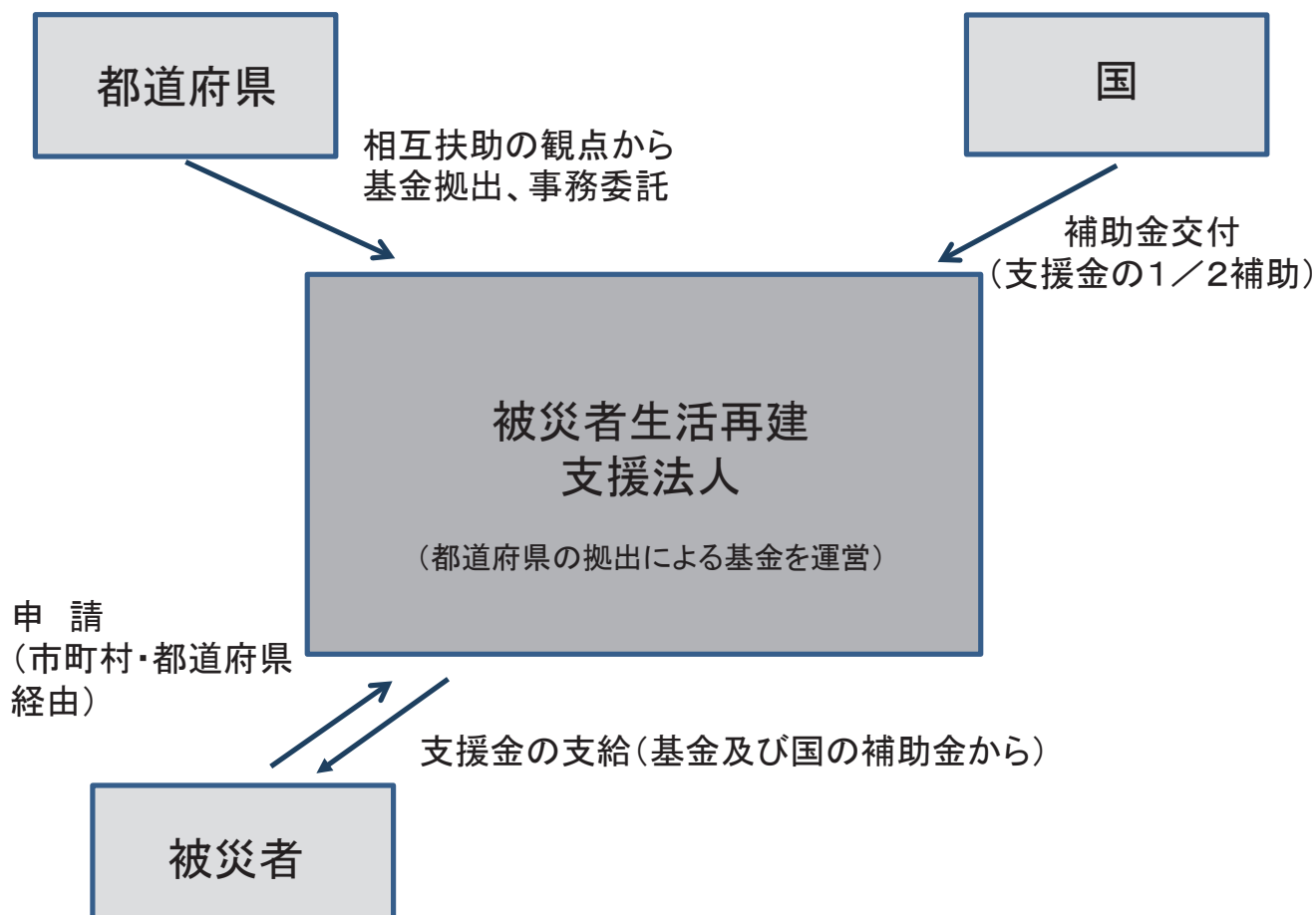
被災者生活再建支援法(平成10年制定)

【目的】 自然災害を受けた被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

○全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金(注)を活用し、住宅が全壊した世帯等に対して最大300万円までの被災者生活再建支援金を支給

○国は支給される被災者生活再建支援金のうち1/2を補助

(参考) 被災者生活再建支援金支給制度の仕組み



※復興一括計上(東日本大震災復興特別会計)として、別途1,195百万円(2,038百万円)を計上。
(補助率は4/5)

令和 6 年度内閣府防災部門 税制改正要望事項

令和6年度税制改正要望事項

① 既存住宅の耐震リフォーム等に係る特例措置の延長等 [拡充・延長]

＜税目＞（国税）所得税

背景・目的

我が国の住宅ストックは戸数的には充足。既存住宅活用型市場への転換が重要である一方で、既存住宅型市場の柱である、住宅リフォーム市場規模は伸び悩んでいる現状である。リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、住宅リフォーム市場を活性化することが必要である。

現行制度の概要

一定の耐震改修工事等を行った場合、以下の合計額（①+②）を所得税額から控除する。

- ① 耐震改修等の一定の改修工事に係る標準的な工事費用相当額^{※1}の10%
- ② 上記工事に係る標準的な工事費相当額の限度額超過分及びその他の増改築等工事の費用に要した額の合計額分^{※2}の5%

※1 耐震改修の場合は250万円が上限

※2 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつ、①と②の合計1,000万円を上限とする

要望内容

適用期限を2年間延長し、令和7年12月31日までとする等の措置を講じる。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

② 既存住宅の耐震リフォーム等に係る特例措置の延長 [延長]

＜税目＞（地方税）固定資産税

背景・目的

我が国の住宅ストックは戸数的には充足。既存住宅活用型市場への転換が重要である一方で、既存住宅型市場の柱である、住宅リフォーム市場規模は伸び悩んでいる現状である。リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、住宅リフォーム市場を活性化することが必要である。

現行制度の概要

耐震改修等が行われた住宅について、下記の割合で固定資産税額を軽減する。

翌年度 1/2 軽減^{※1}

※1 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修については、翌年度から2年間 1/2 軽減。耐震改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるものについては、翌年度 2/3 軽減。通行障害既存耐震不適格建築物の耐震改修後に当該住宅が認定長期優良住宅に該当することとなるものについては、翌年度 2/3 軽減、翌々年度 1/2 軽減。

要望内容

適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする措置を講じる。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

③ 津波避難施設に係る特例措置の延長 [延長]

＜税目＞（地方税）固定資産税

背景・目的

切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震等の発生時における津波による被害の軽減を図るため、地域の身近な場所に津波避難施設を確保することが必要である。一方で、津波避難施設の管理協定の締結及び指定は、当該施設所有者等の施設の使用を制限することにつながることから、本特例措置により、施設所有者等の負担軽減を図ることによって、津波避難施設の管理協定の締結や指定についての同意を得やすくする必要がある。また、津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、本特例措置により、避難施設に附属する避難の用に供する償却資産の整備を促進する必要がある。

現行制度の概要

津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づく協定避難施設又は指定避難施設について、その避難の用に供する部分及び避難施設に附属する避難の用に供する償却資産に関する固定資産税の課税標準を、協定避難施設は管理協定締結後 5 年間、 $1/2$ を参酌して $1/3$ 以上 $2/3$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に、指定避難施設は指定後 5 年間、 $2/3$ を参酌して $1/2$ 以上 $5/6$ 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合にする。

要望内容

適用期限を 3 年間延長し、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

④ 津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の延長 [延長]

＜税目＞（地方税）固定資産税

背景・目的

臨海部には、行政のみならず民間企業が所有・管理する港湾施設も多数存在しており、これらの施設の津波対策は地域全体における防災力の向上に寄与する一方、民間企業にとって、津波対策は非収益投資であること、整備後のランニングコストが高額になること等から整備が進みにくい現状である。南海トラフ巨大地震等による津波の脅威に対しては、官民が連携した津波防災まちづくりが必要であり、地域に必要な津波対策を促進する必要がある。

現行制度の概要

津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき、臨港地区において民間企業が取得・改良した港湾施設等（護岸、防潮堤、胸壁、津波避難施設）について、取得後4年間、取得価格に次の割合を乗じて得た額を課税標準とする。

（イ）大臣配分又は知事配分資産：1/2

（ロ）その他の資産：1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合

要望内容

現行の措置を4年間(令和6年4月1日～令和10年3月31日)延長する。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

令和 6 年度内閣府防災部門 機構・定員要求事項

令和6年度 内閣府防災の主な機構・定員要求

令和5年8月

機構要求

○防災対策

- 防災DXの推進等のための体制の抜本強化
企画官（1）の新設

※新設に係る振替財源は検討中。

定員要求

○防災対策

所要の体制整備のために3人の増員を要求。

以上



内閣府

郵便番号 100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1

中央合同庁舎第8号館3階

内閣府政策統括官（防災担当）

電話 (03) 5253-2111 (大代表)

URL <http://www.bousai.go.jp>